

令和 4 年度

事 業 計 画 書

社会福祉法人

曰 照 養 德 園

# 令和年4度日照養徳園事業計画について

はじめに、令和3年度は、2年連続で新型コロナウイルス感染症の蔓延の中での生活であった。様々な行動が制限されながらの我慢の1年であった。令和4年度を迎えてもまだ先が見えない環境ではあるが、子どもたちの生活が充実するようにさらなる努力が必要である。

茨城県内の要保護児童数は減少傾向となってきているが、虐待相談件数は増加しており、在宅指導の児童が増えていることは課題である。

今年度は分園の生活が始まるところから本体定員を減員し、本体定員30名及び地域小規模児童養護施設定員6名の合計36名定員としてスタートする。

## 令和4年度の重点課題

1. 日照養徳園社会的養育推進計画の新たな展開
2. 地域小規模施設及び分園へのサポート体制の強化
3. 地域との連携強化と地域貢献事業の具体化  
(日照養徳園地域支援チームの具体化)
4. 里親支援活動の充実
5. 第3者評価結果の検証、再評価
6. 職員の役割分担の明確化・情報共有
7. 権利擁護意識の徹底
8. 災害・防犯・感染症対策の充実
9. 児童福祉法改正への対応

各課題に対し、職員が一丸となって取り組み、一層の危機感を持ち日々のサービスの向上を目指す。

## 1. 日照養徳園社会的養育推進計画の新たな展開

新たな都道府県推進計画が令和2年度から始まり、「日照養徳園社会的養育推進計画」としての中長期計画も令和2年度から始まり2年が経過した。

施設の小規模かつ地域分散化の推進と高機能・多機能化を具体化するための新たな1年とする。

まず、下記計画の①～②を令和5年度に向け具体化していく。

### ・日照養徳園社会的養育推進計画(令和2年度から令和11年度まで)

- ① 令和4年度から始まる分園型グループケア1か所（6名定員）の生活の安定と充実。
- ② 本園における新たな高機能化・多機能化の具体化を検討。
- ③ 令和7年度に本園と分園合計4グループを6名定員とし（本園24名定員）、地域小規模児童養護施設又は分園の2カ所目を設置（定員6名）  
地域分散化した施設は3カ所となる（分園1～2か所+地域小規模1～2か所）
- ④ 令和11年度までに本園4グループを5名定員（本園20名定員）、地域小規模児童養護施設又は分園2か所を5名定員（2か所計10名定員）として日照養徳園全体では30名定員とする。

$$\begin{array}{l} \text{本 園} = 5\text{名} + 5\text{名} + 5\text{名} \\ \text{分 園} = 5\text{名} \\ \text{地域小規模又は分園} = 5\text{名} + 5\text{名} \end{array} \left. \begin{array}{l} \text{ } \\ \text{ } \\ \text{ } \end{array} \right\} \boxed{\text{本園4グループ}} \quad \left. \begin{array}{l} \text{ } \\ \text{ } \\ \text{ } \end{array} \right\} \boxed{\text{地域分散化3カ所}}$$

本園一時保護所機能6名定員  $\Rightarrow$  新たな計画立案へ

## 2. 地域小規模児童養護施設及び分園へのサポート体制の強化

日照養徳園地域小規模児童養護施設「ひなた」として開設して12年が経過した。この間の退所児童も増え、アフターケアの重要性は大きくなつた。また、今年度は「ひなた」には6名の職員が配属されているが、増員ゆえの課題も出てくるはずなので、新たに本園に配置された地域分散化バックアップ職員や、各専門職等との連携が大事となる。

又、分園においても同様に6名の職員が配置されるが、各職員が地域の中の日照養徳園分園として位置づけられるように対応が求められる。

人事上、地域分散化施設の勤務が初めての職員も多いので、ひなたや本園との連携が欠かせない。ひなたも分園も、幼児から高校生までが入所の対象となるため、さらなる生活上の工夫が必要となる。

### **3. 地域との連携強化および地域貢献事業の具体化**

地域の活動との連携をさらに強化していく。

平成29年度より家庭支援専門相談員が2名配置、里親支援専門相談員の配置、令和2年度の職業指導員の配置、令和4年度の地域分散化バックアップ職員の配置もあり専門職として施設内外での連携強化が必要になる今後は地域貢献事業、市町村との連携事業を検討していく。

- ① スポーツ少年団への継続加入。
- ② 豊浦地区青少年育成協議会へ役員として参加。
- ③ フрендホームの開拓（現在未実施）
- ④ 「いばらき生活支援事業」への継続参画。

社会福祉法の改正による「地域貢献事業」の義務化に対応した茨城県社会福祉施設経営者協議会の事業に参画し、職場体験の受け入れ先としての登録と、協力金の支出（年額15,000円）を実施したが、令和3年度の当施設での実績はゼロでした。

- ⑤ 日照養徳園地域支援チームの立ち上げ

本園における多機能化・高機能化を推進するにあたり、地域における様々な子育て支援等に関し、人材と経験、知識を有する施設として積極的に活動することを目的とする。専門職及び処遇職員も参画しながら令和5年度への具体化を検討していく。

### **4. 里親支援活動の充実**

平成29年度から里親支援専門相談員を専門職として配置し、里親支援・里親開拓・関係団体との協議・日曜の家事業への協力等幅広く活動した。里親支援の更なる充実のために活動を続けていく。

又県内のフォースタッキング事業者との協力体制も必要となる。

尚、令和3年度は当施設から里親委託となった児童実績は1名であった。さらなる候補者のリストアップは行っていく。

但し、茨城県社会的養育推進計画における里親委託率の目標値については、地域の実情に基づく実現可能な数値を考慮すべきと考える。

### **5. 第3者評価の検証、再評価**

令和2年度末から延期になった3回目の第3者評価を令和3年度に実施する予定であったが、コロナ禍により、再延期となつた。令和3年度は自己評価を実施し、令和4年度中に第3回目の第3者評価を受審する予定。

## 6. 職員の役割分担の明確化・情報共有

令和4年度は本園3グループ+分園1グループとなり、本園は8名定員・分園は6名定員の体制となる。さらに地域小規模施設が加わり、オールユニット化が完成了。

施設全体を見る主任2名（専門職兼務）、1F・2Fグループ長の下に4グループリーダを置き、ここに家庭支援専門相談員や心理担当職、地域分散化バックアップ職員も加わり、処遇現場との連携を強化していく。

令和3年度の1F男児グループ長と2F女児グループ長という配置は令和4年度も同様のグループ長配置とする。

縦の連携については主任を中心とした情報共有を図る。

又、各種委員会を通じた様々な活動や役割分担。グループ内での担当係も含め多くの作業に関わることでグループ間の連携や外部との連携も深めていく事を目的とする。

さらに、中学生・高校生の進学に向けた対応を強化する。各グループに任せるのでなく学力向上委員会も進路指導を担う

また、職業指導員を中心とした、アフターケア体制の充実を図る。

コロナ禍においては行動が制限され、様々なアフターケアは機会が減っているが、工夫により連絡体制は維持していきたい

### 施設内の委員会活動及び各担当や係

#### ① A部会

「運営委員会」 + 「リビング・アフターケア委員会」・・5名

#### ② B部会

「研修・広報委員会」 + 「学力向上委員会」・・5名

#### ③ C部会

「危機管理委員会」 + 「保険衛生委員会」・・5名

④ 小規模検討委員会・・・・・・5名

⑤ 手をつなぐ親の会担当・・・・1名

⑥ 実習担当・・・・・・・・1名

⑦ 県北施設研修担当・・・・1名

⑧ 茨児協研修厚生部員・・・・1名

⑨ 日用品・学用品担当・・・・2名

⑩ 第3者評価検証委員会・・・・5名

⑪ ボランティア受入担当・・・・3名

⑫ 日照養徳園地域支援チーム・・・若干名

## **7. 権利擁護意識の向上及び徹底。**

施設内で発生する不適切なかかわり(被措置児童等虐待)については、毎年全国レベルで問題化されている。とりわけ性的事故の発生については各施設が苦慮しているのが現状である

又、実際に不適切な関わりが起きた時、発見した時の対応について職員の意思統一を図ることが必要となる。

茨城県内の全職員が受講する被措置児童等虐待防止の研修会が開始され、平成29年度までに県内全職員が参加した。平成30年度以降は新任職員向けの研修として実施されている。令和3年度は実施できなかったが毎年新任職員が受講している。

### **児童福祉法 第6節 被措置児童等虐待の防止等**

#### **第33条の10 虐待の定義**

施設職員としての養育又は業務を著しく怠ること。

#### **第33条の11**

施設職員等は被措置児童等の心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならない。

#### **第33条の12**

被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は速やかに、これを通告しなければならない。

被措置児童等虐待を受けた時は、行政機関に届け出ることができる。

施設職員等は、通告したことを理由として不利益な扱いを受けない。

## **8. 災害・防犯・感染症対策の充実**

東日本大震災の経験や障害者施設での事件を踏まえ、社会福祉施設として災害・防犯への対策をより具体的していく。(危機管理委員会を中心とする)

又、令和3年度からはコロナウイルス陽性者も発生したことから、より具体的な対応策が重要になっている、隨時見直しを実施し、必要な対策を取っていく。

- ① 備蓄内容の見直し（1週間レベルの備蓄）
- ② 災害避難計画の見直し（水害対策を追加）
- ③ 施設内の連絡体制の見直し
- ④ 地域との防災対策の連携
- ⑤ 防犯カメラの設置による不審者対策の強化
- ⑥ コロナウイルス他感染症対策の徹底、準備と訓練
- ⑦ 原子力災害への対応（福島県への避難計画）

## 9. 児童福祉法改正等への対応

経過措置はあるものの、児童福祉法の改正が実施されることになり、児童養護施設における児童へ関りにも変化が求められる。

- ・一時保護における司法審査の導入
- ・入所児童の年齢制限の撤廃
- ・里親支援機関の福祉施設としての認定
- ・子どもに関わる職員の新たな資格（子ども家庭ソーシャルワーカー？）の設定

また、民法の改正により、成人年齢が引き下げられることになることにより、18歳の児童に対する対応に注意が必要となる。

ここまで、保護者として関わることになるのかについては、様々な課題が今後見えてくるはずなので、状況に応じ対応を工夫していく。

以上